

松戸市家庭ごみ訪問収集事業をご利用ください！

家庭ごみ訪問収集事業とは？

家庭ごみを、ごみ集積所に出すことが困難な世帯に対し、週に1回決められた曜日に、戸別に訪問してごみ収集をする事業です。

対象者

下記の要件を満たす方(世帯)が対象となります。

- 松戸市に住んでいる方
- 自分でごみを出すことが困難な要介護者もしくは障害者(身体障害者手帳1・2級)で構成されている世帯
- ごみを出すことについて、他者からの支援を受けることができない世帯



申請に必要な書類

ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門家からの提出が必要です。

- ① 松戸市家庭ごみ訪問収集事業利用申請書
- ② 意見書
- ③ 要介護者の場合、介護保険被保険者証の写し
- ④ 障害者の場合、身体障害者手帳1級もしくは2級の写し
- ⑤ 自宅の敷地内で、ごみ集積所を設置する場所の位置図等(写真可)

申請書等は松戸市ホームページからダウンロードできます

訪問収集手続きの流れ

申請

審査

利用の
可否通知

訪問収集
開始



【問い合わせ先】
家庭ごみ相談コールセンター
フリーダイヤル
☎0120-264-057
※一部IP電話
050-5358-9687(有料)

利用するにあたって

- ※自宅の敷地内(玄関の前等)にフタ付きのごみ箱を用意して頂く必要があります。
- ※ごみ箱は清潔に保つよう定期的に清掃してください。
- ※週に1回の収集日にごみが出ていなかった場合、安否確認のために自宅をお尋ねすることがあります。訪ねても反応がない場合、ケアマネジャーに連絡します。
- ※収集日が祝日等と重なった場合は、その週の収集はお休みです。
- ※入院等で一時停止をする際は担当課までお電話ください。
- ※要介護度、障害等級、担当ケアマネジャー等の変更が生じた際には変更届が必要です。